

税の申告納税はお早めに

申告相談・受付 2月16日(火)～3月15日(月)

令和2年分の所得税の確定申告と令和3年度市県民税の申告相談・受付が始まります。期間中、草津税務署のほか、市の会場で申告相談・受付を行います。なお、所得税の還付申告は、2月15日(月)以前でも税務署で受け付けています。

■税務署、市の申告会場に

お越しになる際のお願い

- ・37・5度以上の発熱、咳などの風邪の症状がある場合、入場をお断りすることがあります。
- ・マスクの常時着用、会場入口などで手指消毒をお願いします。
- ・少人数での来場をお願いします。
- ・筆記用具、計算機をお持ちください。

■便利な国税庁ホームページをご利用ください

所得税の確定申告は自宅パソコン、スマートフォンから申告できるe-Tax(電子申告)や申告書などを印刷して、郵送などによる提出をお願いします。

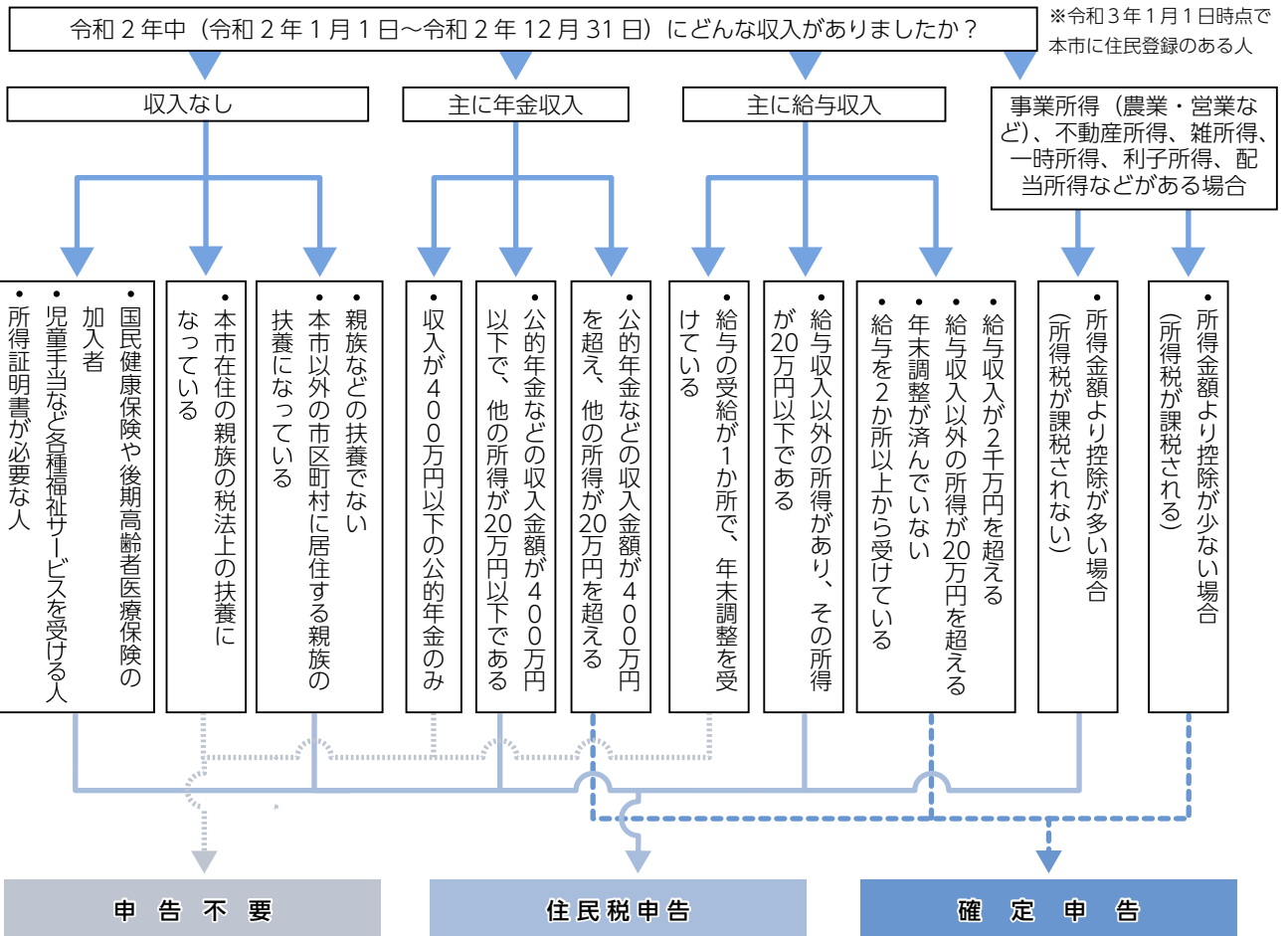
e-Tax...<https://www.e-tax.nta.go.jp/>
 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、確定申告書が作成できます。
 国税庁...<http://www.nta.go.jp>

■所得税・復興特別所得税の確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告は、納税者が1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算することとなります。申告漏れにならないようご注意ください。

■申告をすれば税金が還付される人

- ① 令和2年中に一定の要件で住宅を取得、入居し、住宅ローンのある人
- ② 令和2年中に多額の医療費を支払ったため、医療費控除を受ける人
- ③ 災害、盗難に遭ったため、雑損控除を受ける人
- ④ 年の途中で退職し、年末調整を受けていない人など



※源泉徴収の対象とならない公的年金等(外国で支払われる年金)の支給を受けている人は確定申告が必要です。
 ※申告の義務がない場合でも医療費控除などの申告により所得税の還付を受ける人は確定申告が必要です。

【申告に必要なもの】

・印鑑（認印）

・マイナンバー（個人番号）のわかる書類（個人番号カード、通知カード）（氏名・住所などの記載事項に変更がない、または正しく変更手続が取られているもののみ）

・顔写真付き本人確認書類（運転免許証など）

・源泉徴収票（給与・年金所得のある人）

・収支内訳書や青色申告決算書（事業所得や不動産所得がある人）

・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など

・生命保険料、地震保険料などの支払額の証明書

・医療費通知（医療保険者発行のもの）（か所定様式の明細書、保険などで補填された金額の分かるもの）（医療費控除を受ける人は、あらかじめ医療費の合計額を計算し、明細書を作成してください）

・家屋（土地）の登記事項証明書、売買（請負）契約書の写し、借入金（年末残高証明書）（住宅借入金等特別控除を受ける人）

・還付先口座がわかるもの（本人名義）
・事務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき

・筆記用具
・計算機

■医療費控除の申告

◆事前に明細書を作成しましょう

医療費控除を申告される際、領収書の提出が不要となり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。医療費通知に保険者番号および被保険者記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。

■ふるさと納税（寄附金控除）の申告漏れにご注意ください

「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例）」を提出している人であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。

■令和3年度（令和2年分）税制改正

令和3年度（令和2年分）税制改正により、所得税と市県民税の計算方法が変更されます。詳しくは、広報りっとう令和2年6月号本文6・7ページ、7月号お知らせ版2ページ、市ホームページ「市県民税令和3年度から適用される主な改正内容」をご覧ください。

■草津税務署での申告

期間：2月16日（火）～3月15日（月）
時間：平日 9時～17時

（受付は16時まで）
※還付申告は、申告期間前でも受け付けています。

※草津税務署の駐車場は2月1日から3月15日まで利用できません。

※入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて早めに受付を終了する場合があります。「入場整理券」は、各会場での当日配付か、無料通信アプリLINEによるオンライン事前発行で取得できます。

国税庁LINE
公式アカウント
@kokusai



■日曜日の申告・相談

大津・草津税務署の合同申告書作成会場が開設されます。

開設日：2月21日（日）、28日（日）

開設場所：大津税務署（草津税務署には会場を設けておりません）

受付時間：9時～16時
（多数の来場者があつた場合、時間内でも終了する場合があります）

※車での来場は、ご遠慮ください。

■次の人は税務署で申告してください（市役所では受付できません）

・土地や株式の譲渡所得、事業所得、不動産所得などがある人
・雑損控除を受ける人
・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける人

■税理士による無料相談

開設日：2月19日（金）

受付時間：9時30分～12時
13時～15時30分

場所：栗東市商工会館3階研修室C（JR手原駅前）

※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

※土地・建物・株式などの譲渡所得贈与税、相続税の申告については、税務署にご相談ください。

草津税務署 ☎562・1315

市の申告会場での申告

受付時間 9時～15時

市では、各会場を巡回し、申告相談を受け付けます。（※市役所税務課窓口では相談受付は行いません。記入済みの申告書の受領は行います）

月日	申告会場	受付対象自治会
2月16日(火)	市役所(2階)	安養寺(東・西・南区・北区・団地・一区・レークヒル)、赤坂、日吉が丘
2月17日(水)		下戸山、下戸山親交、下戸山グリーンハイツ、リバティーヒル下戸山、きららの杜、上鉤
2月18日(木)		川辺、川辺住宅、川辺県営住宅、灰塚、平葉、川辺グリーントウン
2月19日(金)		手原、手原団地、大橋、大橋住宅
2月22日(月)		岡、目川、目川住宅、坊袋、旭町、新屋敷、小柿四区
2月24日(水)	コミュニティセンター大宝西(1階)	小平井(一区・二区・三区・四区・五区・香鳥)、十里、明日香、美里
2月25日(木)		霊仙寺、霊仙寺住宅、海老川、北中小路
2月26日(金)	コミュニティセンター葉山東(2階)	林、小野、小野南、小野北、北尾団地、栗東ニューハイツ
3月1日(月)		伊勢落、六地藏、六地藏団地
3月2日(火)	コミュニティセンター葉山(2階)	辻、小坂、今土、葉山団地
3月3日(水)		宅屋、中、出庭、清水ヶ丘
3月4日(木)	コミュニティセンター大宝東(ウイングプラザ3階)	蜂屋、野尻、リソシエ栗東グランディス、グレースィ栗東エクサープ、ジオコート栗東、ルネスピース栗東ステーションスクエア、縋東、縋南、ウイングビュー、リーデンススクエア、ネパールランド、エスリード栗東
3月5日(金)		縋(北出・南出・花園・七里・成和・南橋)、大宝団地、グレースィ栗東(オーブ・ビステージ・セレージュ・デュオ)、サーパス栗東駅前、エスリード栗東第2、エスリード栗東駅前パークレジデンス、西浦、円田団地、苅原、市川原、笠川
3月8日(月)	コミュニティセンター金勝(2階)	山入、辻越、蔵町、中村、トレセン
3月9日(火)		上向、下向、川南、中浮気団地、東坂、観音寺
3月10日(水)		美之郷、浅柄野、雨丸、ルモンタウン、片山、走井、成谷、井上
3月11日(木)	コミュニティセンター治田西(2階)	小柿(一区・二区・三区)、日の出町、中沢、中沢グローバル、中沢団地
3月12日(金)		下鉤(甲・乙・糠田井)、湖南平、北浦団地
3月15日(月)	なごやかセンター	栗東市全域



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場への入場を制限しながら受付を行います。

また、緊急事態宣言が発令された場合、1日の受付人数を調整させていただくことがあります。

※入場時には検温および手指消毒にご協力ください。

※自治会により割り振りをしていますが、指定の日に都合が悪いときは、他会場へお越しください。

※市役所正面駐車場が満車の場合は、市役所前旧中央公民館跡地仮設駐車場・南側栗東第1駐車場を利用ください。

※申告の手引きなどで「添付または提示」とされている証明書、領収書などは申告書に添付していただきます。

※税務署発行の利用者識別番号を持参された場合は、原則添付書類を返却します。

圏税務課 市民税係

☎ 551-0106 FAX 551-2010

大臣表彰受賞おめでとうございます！

長年にわたり、滋賀県合唱連盟最高顧問などを務め、地域文化の振興に貢献したことから、地域文化功労者として表彰。

昭和56年から女声合唱栗東力レンヂュラの指揮者を務め、「全日本合唱コンクール」などにおいて、数々の受賞に導いた。そのほか、関西合唱連盟理事・顧問や全国で合唱講習会の講師を務めるなど県内だけでなく全国で活躍されている。

「滋賀県合唱連盟、熱心なメンバーに支えられた40年でした。この名誉な表彰は合唱界における皆のこととして、なお一層の発展を願っています。」



伊藤光子さん(小柿)

文部科学大臣表彰